

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、亀岡市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林 別紙のとおり

3 スケジュール

令和6年12月6日(金) 募集開始(亀岡市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後4時とします。

受付場所は、亀岡市産業観光部農林振興課とし、持参または郵送とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

FAX : 0771-25-4400 E-mail : keizai-soumu@city.kameoka.lg.jp

令和7年3月 3日(月) 企画提案書受付締切

令和7年3月10日(月)頃 審査

令和7年3月17日(月)頃 選定・結果通知

令和7年6月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(様式第1号)

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。